

TAA会員規約改定のご案内

平成31年4月1日改定（平成31年4月2日（火）開催分より適用）

改定前		改定後	
1	第五章 検 査 第4条（評価基準） 第2項 【総合評価】 RA点 ・ 軽微な 修復歴車（あくまで目安表示のため、相違があった場合でもクレームは受付できません）		第五章 検 査 第4条（評価基準） 第2項 【総合評価】 （変更） RA点 ・ 軽微な 修復歴車（あくまで目安表示のため、相違があった場合でもクレームは受付できません）
	第五章 検 査 第4条（評価基準） 第3項 サイドメンバー ・交換されているものは修復歴とする。 ・コアサポートより後ろに位置する部分の曲がり、凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・リヤエンドパネルより前に位置する部分の曲がり、凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・けん引フック取付け部の損傷、またはその修理跡があるものは修復歴としない。 ・バンパーステータ取付け部の 軽微な 凹み、またはその修理跡があるものは修復歴としない。		第五章 検 査 第4条（評価基準） 第3項 （変更） サイドメンバー ・交換されているものは修復歴とする。 ・コアサポートより後ろに位置する部分の曲がり、凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・リヤエンドパネルより前に位置する部分の曲がり、凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・けん引フック取付け部の損傷、またはその修理跡があるものは修復歴としない。 ・バンパーステータ取付け部の 小さな 凹み、またはその修理跡があるものは修復歴としない。
3	第五章 検 査 第4条（評価基準） 第3項 ビラー ・交換されているもの、およびスポット打ち直しがあるものは修復歴とする。 ・外部、または外板を介して波及した凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・外部に露出している部位に凹み、またはその修理跡があるものは修復歴としない。 ・ボディーサイドシルパネルの単体部品の交換時に生じるビラー下部に溶接処理跡があるものは修復歴としない。 ・1BOX車等でルーフからステップまで一体として露出しているパネル状センタービラー等のアウター部は骨格としない。		第五章 検 査 第4条（評価基準） 第3項 （追記） ビラー ・交換されているもの、およびスポット打ち直しがあるものは修復歴とする。 ・外部、または外板を介して波及した凹み、またはその修理跡があるものは修復歴とする。 ・ 一部 外部に露出している部位に凹み、またはその修理跡があるものは修復歴としない。 ・ボディーサイドシルパネルの単体部品の交換時に生じるビラー下部に溶接処理跡があるものは修復歴としない。 ・1BOX車等でルーフからステップまで一体として露出しているパネル状センタービラー等のアウター部は骨格としない。
	第五章 検 査 第4条（評価基準） 第4項 クロスメンバー ・小さな凹み、またはその修理跡があるもの。 ・ ネジ止めされているもの		第五章 検 査 第4条（評価基準） 第4項 クロスメンバー ・小さな凹み、またはその修理跡があるもの。 ・ ネジ止めされているもの（削除）
5	第五章 検 査 第4条（評価基準） 第4項 サイドメンバー ・コアサポートより前に位置する部分の損傷、またはその修理跡があるもの。 ・リヤエンドパネルより後ろに位置する部分の損傷、またはその修理跡があるもの。 ・ 軽微な 凹み、またはその修理跡があるもの。		第五章 検 査 第4条（評価基準） 第4項 （変更） サイドメンバー ・コアサポートより前に位置する部分の損傷、またはその修理跡があるもの。 ・リヤエンドパネルより後ろに位置する部分の損傷、またはその修理跡があるもの。 ・ 小さな 凹み、またはその修理跡があるもの。
	第五章 検 査 第4条（評価基準） 第4項 フロントインサイドパネル ・コアサポートより前に位置する部分の損傷、またはその修理跡があるもの。 ・ 軽微な 凹み、またはその修理跡があるもの。 ・ネジ止めされているもの。		第五章 検 査 第4条（評価基準） 第4項 （変更） フロントインサイドパネル ・コアサポートより前に位置する部分の損傷、またはその修理跡があるもの。 ・ 小さな 凹み、またはその修理跡があるもの。 ・ネジ止めされているもの。
7	第五章 検 査 第4条（評価基準） 第4項 ビラー ・ボディーサイドシルパネルの単体部品交換時に生じるビラー下部に溶接処理跡があるもの。 ・ 軽微な 凹み、またはその修理跡があるもの。		第五章 検 査 第4条（評価基準） 第4項 （変更） ビラー ・ボディーサイドシルパネルの単体部品交換時に生じるビラー下部に溶接処理跡があるもの。 ・ 小さな 凹み、またはその修理跡があるもの。
	第五章 検 査 第4条（評価基準） 第4項 トランクフロア ・リヤエンドパネル、またはリヤフェンダー等の交換時に生じた損傷があるもの。 ・スベアタイヤ等格納部の後端がリヤエンドパネルに直接接合されている部分に小さな凹み、またはその修理跡があるもの。 ・ 軽微な 凹み、破れ、またはその修理跡があるもの。 ・ネジ止めされているもの。		第五章 検 査 第4条（評価基準） 第4項 （変更） トランクフロア ・リヤエンドパネル、またはリヤフェンダー等の交換時に生じた損傷があるもの。 ・スベアタイヤ等格納部の後端がリヤエンドパネルに直接接合されている部分に小さな凹み、またはその修理跡があるもの。 ・ 小さな 凹み、破れ、またはその修理跡があるもの。 ・ネジ止めされているもの。
9	第五章 検 査 第4条（評価基準） 第4項 ラジエータコアサポート ・ 交換されているもの。		第五章 検 査 第4条（評価基準） 第4項 ラジエータコアサポート（全文削除） ・ 交換されているもの。
	第五章 検 査 第4条（評価基準） 第6項 瑕疵記号の意味と程度と範囲 X 要交換 10 バンパー X1 軽微な破れ、割れ（5cm程度） X2 X1が数箇所あるもの X3 X2を超えるもの		第五章 検 査 第4条（評価基準） 第6項 瑕疵記号の意味と程度と範囲 （変更） X 要交換 バンパー X1 5cm程度までの破れ、割れ X2 10cm程度までの破れ、割れ X3 X2を超えるもの

改定内容は、インターネットサービス「 <https://taacaa.jp/>」でもご確認いただけます。ご不明な点がございましたら、TAA会場窓口にお問い合わせください。